

長崎県防災ヘリコプター運航規程

I. 総 則

1. 目 的

この規程は、長崎県防災ヘリコプター運航管理業務の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 適用範囲

防災ヘリコプターの運航管理については、長崎県防災ヘリコプター運航管理要綱、長崎県防災ヘリコプター緊急運航要領、防災ヘリコプター運航管理業務仕様書、及びオリエンタルエアブリッジ株式会社の運航基準等に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

II. 運航管理

3. 運航範囲

防災ヘリコプターの運航については、次の各号に掲げるとおりとする。

ただし、救急活動については、市町長からの災害派遣要請とする。

(1) 緊急運航

緊急運航とは、運航責任者（センター所長）が指示する次に掲げる活動に係る運航で、通常運航に優先する。

ア. 災害応急対策活動

- ・被災状況等の偵察、情報収集活動
- ・救援物資、人員、資機材等の搬送

イ. 救急活動

- ・交通遠隔地からの傷病者、医師等の搬送

ウ. 救助活動

- ・高層ビル等火災における救助
- ・水難事故及び山岳遭難等における搜索、救助
- ・高速自動車国道及び自動車専用道路上の事故救助

エ. 火災防御活動

- ・偵察、情報収集活動
- ・林野火災における空中消火
- ・資機材等の搬送

オ. 広域航空消防防災活動

カ. その他運航総括責任者が必要と認める活動

(2) 通常運航

原則として、運航計画に基づき実施する次の運航活動をいう。

- ア. 災害予防活動
- イ. 消防防災訓練活動
- ウ. 緊急運航訓練活動
- エ. 一般行政活動
- オ. その他総括管理者（危機管理監）が必要と認める活動

4. 運航計画

防災ヘリコプターの運航は、緊急運航を除き、原則として運航総括責任者が定める年間運航計画、月間運航計画によるものとする。

5. 運航管理

(1) 運航総括責任者

運航総括責任者は、防災ヘリコプターの運航、装備品の維持管理等に関する事務を掌理する。

(2) 運航責任者

運航責任者は、防災ヘリコプター運航の実施にあたり、運航管理担当者を指名し、この規程及び運航基準等に定めるところに従って、運航の安全を確保しなければならない。

(3) 運航指揮者

運航指揮者は、航空機に搭乗中、航空法第 73 条の規定により機長が行うこととされている業務を除き、隊員及び搭乗者を指揮監督して業務の万全を期さなければならない。

6. 運航管理系統図

別紙のとおり

7. 飛行命令

飛行命令は、運航責任者が飛行命令書により発令する。

ただし、緊急運航、その他月間運航計画以外（計画変更を含む。）の運航の場合で、飛行命令書の発行に時間的余裕がない場合にあっては口頭により発令し、事後速やかに飛行命令書を発行しなければならない。

8. 飛行計画の承認

- (1) 機長は、当日の飛行計画について運航責任者の承認を得なければならない。
- (2) 運航責任者は、当日の飛行計画について運航総括責任者に報告しなければならない。

9. 緊急運航における航空法第 81 条の 2 の適用

航空法第 81 条の 2 の規定は、運航責任者の指示する緊急運航の場合にのみ適用するものとする。

10. 機体及び装備品の管理

- (1) 運航責任者は、防災ヘリコプターの耐空性維持のため、航空局、メーカー等の技術資料に基づく機体及び装備品の点検・整備を実施し、常に最良の管理に努めなければならない。
- (2) 運航責任者は、関係者以外の者について、施設への立入制限を行うなどして防災ヘリコプターの損傷防止に努めなければならない。

11. 操縦士の資格

防災ヘリコプターの運航に携わる操縦士は、次の条件を満たした者でなければならない。

- (1) 500 時間以上の飛行経験（回転翼）を有すること。
- (2) 当該型式機について、30 時間以上の飛行経験を有すること。
- (3) 5 時間以上の夜間飛行の飛行経験を有すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、防災ヘリコプターの機長及び副機長に必要な要件は「防災ヘリコプター運航基準」において定めるものとする。

12. 操縦士及び整備士の乗務割と勤務時間

(1) 乗務割の決定

操縦士及び整備士の乗務割は、運航総括責任者が作成する月間運航計画に基づき、運航責任者が決定する。

(2) 乗務割及び休養の基準

ア. 操縦士及び整備士の乗務割と休養の基準については、オリエンタルエアブリッジ株式会社が定める業務実施基準等によるものとする。

イ. 航空消防活動（訓練含む。）を行う際には操縦士 2 名で運航するものとする。ただし、点検整備を目的とした運航等を行なう際には操縦士 1 名でも運航できるものとする。

ウ. 操縦士の確保及び養成の状況等に鑑み運航責任者が必要と認める場合には、前項の規定にかかわらず操縦士のうち 1 名に代えて、事業用操縦士の資格についての技能証明及び航空身体検査証明を有するものであって、別途定める計画に基づき操縦士の養成訓練を受けている者 1 名を運航支援者として、航空機に乗り組ませるものができるものとする（消防防災ヘリコプターの運航に関する基準附則第 2 条）。

この場合において、前項中「操縦士 2 名」とあるのは、「操縦士 1 名、運航支援者 1 名」とする。

エ. 操縦士の 1 日の飛行時間は、原則として 8 時間以内とする。

ただし、これを超えて飛行させる場合は、運航責任者は、操縦士の疲労度、その他についてその意見を聴取して決定しなければならない。

(3) 勤務時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。

ただし、この時間外において緊急を要する事態が発生した場合又は訓練等のため必要と認められる場合については、この限りではない。

13. 操縦士及び整備士の訓練

運航責任者は、教育訓練等実施計画に基づき、操縦士及び整備士に対して、少なくとも月1回かつ1時間以上、運航総括責任者が指示する緊急運航訓練に参加させるなどして、防災ヘリコプターの運航上必要な技量の維持・向上に努めなければならない。

14. 整備士の業務

整備士は、次の業務を行うものとする。

- (1) 防災ヘリコプターの整備点検
- (2) 運航に伴う装備品の脱着
- (3) 整備点検上必要な飛行
- (4) 訓練上必要な機上作業
- (5) 運航上必要な地上支援
- (6) 運航支援上必要な搭乗
- (7) 整備関係書類の管理

Ⅲ. 飛 行

15. 最低気象条件

運航時の気象は、次の条件を満たさなければならない。

- (1) 航空法施行規則第5条の2に定める「有視界気象状態」であること。
ただし、管制圏又は情報圏内では、航空法第94条ただし書きに定める「特別有視界気象状態」以上であること。
- (2) 瞬間風速 13m/秒以下であること。
ただし、緊急運航の場合は、17m/秒以下であり、著しい気流の乱れがないこと。

16. 夜間飛行

緊急運航の場合の夜間飛行は、可能な限り活動場所と基地間の空輪にとどめるものとする。

17. 飛行準備

運航責任者は、防災ヘリコプターの運航にあたっては、運航管理担当者、機長、整備士及び防災活動従事者に対し、次の事項について指示するとともに、支援体制の確保を図らなければならない。

- (1) ヘリポート等の選定（あらかじめ設営されたヘリポートを使用できない緊急運航の場合を除く。）
- (2) 飛行場外離着陸許可申請（緊急運航の場合を除く。）
- (3) 最低安全高度以下での飛行許可申請（緊急運航の場合を除く。）
- (4) 物件投下届出

- (5) 運航形態に応じた装備及び資材の準備
- (6) 航空燃料の手配及び保管
- (7) 気象情報の収集と分析
- (8) 通信手段の確保
- (9) 飛行計画の作成

18. 航空局への申請及び届出

航空局への申請及び届出は、運航総括責任者が行うものとする。

19. 飛行前の打合せ

機長は、出発前に、整備士及び防災活動従事者と次の事項について十分な打合わせを行い、相互に確認のうえ飛行を行わなければならない。

- (1) 運航目的
- (2) 機体及び装備の整備状況
- (3) 資機材
- (4) 飛行計画
- (5) 機長、整備士及び防災活動従事者相互間の連絡並びに連携方法
- (6) 気象状況
- (7) その他飛行についての必要事項

20. 緊急運航における確認事項

機長は、飛行する際には、次の事項を確認しなければならない。

- (1) 気象状況
- (2) 作業方法
- (3) 運航上影響を及ぼすおそれのある地上の人、物件等
- (4) 着陸地点周辺の状況
- (5) 他機の有無

21. 運航中の周囲の監視及び機長の注意喚起措置（ボイス・プロシージャー）

運航総括責任者は、運航中の航空機における航空消防活動従事者（航空機に搭乗しその運航または航空消防活動に従事する者）による周囲の監視及び機長の注意を喚起するための措置（ボイス・プロシージャー）に係る実施要領を別に定める。

機長、運航指揮者及び乗員は実施要領に定められた措置に則った活動を行うものとする。

22. 航空消防活動の実施

運航総括責任者は、航空消防活動の種類ごとに、地域特性等を考慮して、航空機に乗組ませる航空消防活動従事者の数、積載する資機材、要救助者の救出方法その他の航空消防活動の実施に必要な事項について活動要領を別に定める。

機長、運航指揮者及び乗員は活動要領に定められた事項に則り航空消防活動を行うものとする。

23. CRM（クルーリソースマネジメント）

運航総括責任者は、航空機の安全かつ効率的な運航のために全ての利用可能な人員、資機材及び情報を効果的に活用する措置（CRM）に係る実施要領を別に定める。

機長、運航指揮者及び乗員は CRM に定められた事項に則った活動を行うものとする。

IV. 整 備

24. 整 備

機体及び装備品の点検・整備は、オリエンタルエアブリッジ株式会社が定める整備要領等に従って行わなければならない。

V. 緊急方式

25. 緊急時の措置

防災ヘリコプターに緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合は、県の指示を仰ぐとともに、次の措置をとらなければならない。

(1) 搜索及び救難体制の確立

運航責任者は、航空事故が発生し、又は航空事故が発生するおそれがある場合、又は航空事故が発生した疑いのある場合は、速やかに運航総括責任者に通報し指示を仰ぐとともに、搜索救難の初動体制をとらなければならない。

(2) 航空事故発生時の措置

機長は、飛行中、飛行機の故障、気象の急変等により航空事故が発生し、又は航空事故が発生するおそれがある場合は、人命、財産に対する危難の防止に最善の手段を尽くすなど、万全の措置を講じ、その状況等を運航責任者に報告しなければならない。

(3) 事故報告

運航総括責任者は、航空事故が発生した場合は、直ちに原因、損害等について調査し、その結果を総括管理者に報告しなければならない。

VI. 記 録

26. 報告及び記録

機長は、当日の飛行作業が終了したときは、速やかに運航責任者に報告するとともに、運航日誌に所要事項を記録しなければならない。

運航管理系統図



